## 新型コロナウイルス感染症に対する神戸学院大学の行動指針(BCP)第17回(2020年6月4日)危機管理対策本部会議決定

第52回(2021年3月25日)危機管理対策本部会議更新

	 活動制限	授業形態		am 11 va 41 11	イベント(式典・各種行	事務職員、教務職員等の勤務	構内の立ち入
	レベル	(対面/遠隔)	研究活動	課外活動他	事を含む)、学内会議	体制	ŋ
制	レベル1	適切な感染防止対策	適切な感染防止対策を徹底することを	適切な感染防止対策を徹	適切な感染防止対策を徹	適切な感染防止対策を徹底する	適切な感染防止
限	感染に関する注	を徹底することを前	前提に実施する。	底することを前提に実施	底することを前提に、イ	ことを前提に通常の業務を行	対策を徹底する
最	意喚起及び様々	提に対面による授業		する。	ベントを実施、会議を開	う。	ことを前提に入
小	な自粛が検討さ	を実施する。			催する。		構可。
	れている状況						
制	レベル 2	適切な感染防止対策	自宅での研究を推奨するが、構内にお	適切な感染防止対策を徹	原則、延期または中止を	適切な感染防止対策を徹底する	適切な感染防止
限	外出自粛もしく	を徹底することを前	いて研究活動を行う場合は、適切な感	底することを前提に実施	検討する。但し必要性の	ことを前提に、通常の業務を行	対策を徹底する
小	はイベント等の	提に、対面授業を基	染防止対策を徹底することを前提に実	する。但し合宿・バス遠	高いイベントのみ適切な	い、時差勤務体制などを実施す	ことを前提に入
	開催自粛が要請	本とする。一部科目	施する。また、研究関係者は学内滞在	征などは原則、延期また	感染防止対策を徹底する	る。	構可。但し一部
	されている状況	で遠隔授業を実施す	時間をできる限り減らす。	は中止する。また一部活	ことを前提に実施する。		入講制限する場
		る場合もある。		動を制限する場合もあ	適切な感染防止対策を徹		合もある。
				る。	底することを前提に会議		
					も実施する。(オンライ		
					ン会議を推奨)		
制	レベル3	基本的に遠隔授業と	重要もしくは緊急に実施すべき実験・	原則、全面禁止(オンラ	原則、イベントは延期ま	適切な感染防止対策を徹底する	入構制限する。
限	緊急事態宣言が	する。実験・実習・	研究等は、適切な感染防止対策を徹底	インによる活動を推奨)	たは中止する。	ことを前提に、業務を行い、時	適切な感染防止
中	発出されている	論文指導等対面が必	することを前提に、必要最小限の構内	但し、適切な感染防止対	適切な感染防止対策を徹	差勤務体制や交代勤務体制を検	対策を徹底する
	状況、または緊	要な科目は、適切な	への立ち入りおよび研究活動の実施を	策を徹底することを前提	底することを前提に、対	討する。	ことを前提に、
	急事態宣言解除	感染防止対策を徹底	認めることができる。	に一部の活動を認めるこ	面会議は必要最小限で実	一部業務の遅滞、事後処理を許	一部の許可され
	後に段階的緩和	することを前提に、		とができる。	施する。(オンライン会	可し、出勤する職員を可能な範	た施設のみの使
	がされている状	対面授業を実施する			議を推奨)	囲で少なくすることを検討す	用を認める。
	況	ことができる。				る。	
制	レベル 4	原則として、遠隔授	代替手段もなく、重要もしくは緊急に	原則、全面禁止(オンラ	イベントは延期または中	適切な感染防止対策を徹底する	原則、入構禁止
限	緊急事態宣言が	業のみとする。	実施すべき実験・研究等は、適切な感	インミーティングの推	止する。	ことを前提に、時差勤務・在宅	
大	発出されている		染防止対策を徹底することを前提に、	奨)	原則、オンライン会議と	勤務・交代勤務体制または自宅	
	状況かつ学校臨		最小限の構内への立ち入りおよび研究		する。	待機を実施する。業務を継続す	
	時休業が要請さ		活動の実施を認めることができる。な			るため、一部業務の遅滞、事後	
	れている状況		お、学生の入室は禁止とする。			処理を許可し、必要最小限の職	
						員が出勤する体制とする。	
1 .	レベル 5	遠隔授業のみとす	研究機能の最低限の維持のため、生物	全面禁止	イベントは延期または中	各キャンパスの保安・保全・業	入構禁止
	都市封鎖が実施	る。	の世話、液体窒素の補充、サーバー維		止する。	務管理上必要最小限の業務以外	
	されている状況		持などを目的に、適切な感染防止対策		原則、オンライン会議と	は、原則として在宅勤務または	
大			を徹底した上で、教職員のみの一時的		する。	自宅待機とする。	
			入室を許可する。なお、学生の入室は				
			禁止とする。				

<sup>&</sup>lt;活動制限レベルの設定および措置について>

活動制限レベルの設定および措置は、国内の感染拡大状況、政府等による要請のレベルを総合的に勘案して危機管理対策本部長が決定する。なお、本行動指針はあくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、措置の変更や上記にない措置を判断することがありうる。